主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小野正典、同佐藤博史、同笠井治の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違 反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五七年一二月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	木戸	⁵ П	久	治
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	÷	田	汯	彦